

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和6年度第3回武蔵村山市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和6年9月30日（月）午後7時から午後9時5分まで
開 催 場 所	武蔵村山市役所3階 301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：木村会長、荒井副会長、高山委員、押本委員、高橋委員、杉原委員、田中委員、小川委員、原田委員、前田委員 欠席者：若山委員、夏井委員、波田委員、細谷委員、亀田委員 事務局：子ども家庭部長、子ども政策課長、子ども育成課長、児童担当課長、子ども子育て支援課長、子ども政策課子ども政策係長、子ども育成課保育・幼稚園係長、子ども育成課保育・幼稚園係担当 受託業者：株式会社名豊
議 題	(1) 計画素案について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題について (1) 各委員からいただいた指摘事項等に基づき、事務局で検討・修正する。 (2) 次回の会議は、10月下旬を予定している。日程が決まり次第連絡する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ◎印＝委員長 ○印＝委員 ●印＝事務局	1 開会  2 報告事項 (1) 令和6年度第2回武蔵村山市子ども・子育て会議の会議結果について (2) 子ども計画（素案）第2章に係る意見等とその対応について—事務局から報告事項(1)(2)について説明—  <質疑応答> 特になし。  3 議題 (1) 計画素案について—事務局から計画素案について説明—  <質疑応答> ◎ 12ページの下段に「少子化対策について」の説明書きがあり、そこで、少子化対策に位置付けられる施策については「少子化対策」のマークを示す旨記載されているが、該当箇所ごとに「少子化対策」とマークが入っていることに違和感があるため、基本理念において少子化対策の説明を記載し、「少子化対策」のマークについては、全て削除した方がよいと考える。 ○ 「少子化対策」のマークについて、多くの箇所に示されている印象があるため、基本理念の箇所にまとめて記載できるのであれば、修正した方がよいと考える。 ● 子ども計画を策定するに当たり、少子化に対処するための施策を記載するよう国から示されたガイドラインにあったため、個々の施策ごとに着目して素案を作成したところだが、どの施策が少

子化対策でどの施策が少子化対策ではないか明確化することが困難なところもあるため、基本理念のところ、少子化対策についての説明書きを記載するよう修正する。

- ◎ 12ページの少子化対策についての説明文言は、こども未来戦略の加速化プランの内容であり、本内容は2000年半ばにできた少子化対策基本法から移行しているものであるため、基本理念の場所に少子化対策の内容を記載する際には、こども未来戦略の内容をそのまま記載した方がよいと考える。

なお、第1章においてはこども未来戦略について触れていないため、基本理念に少子化対策についての内容を記載するのであれば、第1章との整合性もとる必要があるのではと考える。

- ◎ 5ページの「第4節 事業一覧」だが、1-1(1)子育て支援サービスの充実、(2)情報提供および相談機能の充実とあるが、相談機能の方を最初に記載した方がよいのではないかと感じる。

大きい枠組として総合相談があり、その下に各種サービスが並んだ方がよい。そのため、順番を入れ替えた方がよいのではないかと感じる。

現在記載されているものだと、(1)及び(3)に具体的なサービス(施策)が並んでいるイメージとなるため、まずは(2)の相談機能についてどのようなものがあるのかを先に示した方がよいと考える。

なお、本内容については、次の第4章で具体的な内容に入るため、そこで改めて内容を見ながら意見させていただく。

- 15ページの項目番号10「地域子育て支援拠点事業」について、先の項目で幼稚園も同じような支援事業を行っているが、41ページに記載されている項目番号122「幼児対象子育て支援事業」とは別物と考えていいのか。

- 「地域子育て支援拠点事業」については、現在市内の保育園4園で行っている園庭開放や広場での交流のような事業を指している。幼稚園も園庭開放を行っていただいているが、本内容については、幼稚園か保育園かで事業を分けているというよりは、国の分け方に沿って、「地域子育て支援拠点事業」と「幼児対象子育て支援事業」に分けて記載しているところである。

- ◎ 地域子育て支援拠点事業は、いわゆるひろば事業であると思うが、武蔵村山市の場合、保育所や幼稚園で園庭開放も含めてそのような広場をやっているのか。

ひろば事業については予算がついて週何回以上、職員をそこに配置するものになっているはずだが、保育所や幼稚園の園庭開放というと幼稚園や保育所に広場としての部屋を持ち、園庭と室内とを使えるようにしているということか。

- 地域子育て支援拠点事業の事業内容については、「保育所の園庭等を開放し、…」という文言が先頭に来ているところだが、園庭開放についてはイベント的な要素が強いものとなっている。主たる内容としては、乳幼児及びその保護者の交流の場、子ども同士・親御様同士の交流の場の提供、子育て相談などが該当する。

各種イベントの中にクリスマス会や誕生日会といったものも入るが、その中で中心になるのが園庭開放というような位置づけである。

いわゆる幼稚園での園庭開放は、教育的な意味合い、子どもが遊びを通じて学ぶといったそういったところが強いという印象がある。

- ◎ それは幼児対象子育て支援事業の園庭開放の話か。

- そのとおりである。

- 保育園という立場と幼稚園という立場で、受け入れ方が違うというのはよく理解しているが、幼稚園も現在園児が減少しており、保護者の方を呼び込んで少しでも親御様同士の交流を作りながらやっているの、保育園とあまり変わりがないのかという部分も含めて違いを確認したかったため、質問させていただいた。
- ◎ 地域子育て支援拠点事業と幼児対象子育て支援事業について、それぞれ事業を展開しているという話であったが、どちらも園庭開放や交流の場を設けていて、情報提供や子育て相談をできる場所ということなのであれば、両事業については並列にして記載してもよいのではないかと。
- 15ページに地域子育て支援事業と幼児対象子育て支援事業を並列で記載し、41ページの幼児教育の充実の箇所に再掲で記載するということか。
- ◎ そのとおりである。
- 修正する。
- 「保育所及び幼稚園の園庭開放等」と一括りにしてもよいのではないかと。
- 幼稚園と保育園では教育や相談体制の部分や補助金の有無等で機能が違うので、まとめるのは難しいと考える。
- ◎ 地域子育て支援拠点事業の現状と目標値に「4か所」と「6か所」と記載されているが、これは保育所が行っているのか。
- そのとおりである。
- ◎ 他市の場合はNPOだったり、親御様が皆で自主的に行ったりしているところがあるので、保育所で行っているのは安心できる。  
園庭等の開放がメインの事業ではなく、「乳幼児及びその保護者の交流の場」というのが拠点事業の一番の目的なのであれば、園庭開放については、記載位置を後半に移動させたほうがよいのではないかと。
- 児童福祉法の中では地域子育て支援拠点とは大体が屋内となっており、園庭等の屋外スペースをもっている所もあるが、特に保育所や幼稚園だけに限らず運営する実施主体は様々で、マンションの一室などで実施する自治体もあるので、拠点事業の目的が交流の場の提供や、子育て相談というものであれば、園庭開放の記載については後半にしたほうが誤解を生まず、拠点事業の趣旨がより伝わると思う。
- 記載内容について検討する。
- ◎ 15ページの項目番号9「子ども家庭センター事業」については、「(1)子育て支援サービスの充実」の箇所ではなく、「(2)情報提供及び相談機能の充実」の箇所に記載した方がよい。また、項目番号28「子育て世帯包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）」については、もう少し上位に記載した方がよい。  
項目番号23「こども基本法及び児童の権利に関する条約の普及啓発」については施策として大きいため、その下に相談機関の大きいものから順に並べていく形がよいと考える。  
1点確認だが、「子ども家庭センター」と「子育て世帯包括支援センター」については、どちらのセンターも統合するのではなく、存続していくのか。
- 子ども家庭センターの中に子育て世帯包括支援センターと子ども家庭支援センターというのがある。その2つが一緒になったセンターが子ども家庭センターである。
- 子ども家庭センターの担当部署はないのか。
- 子ども家庭支援センターという部署と子育て世帯包括支援セ

ンターという部署が子ども家庭センターに属している。国から児童福祉と母子保健の2つを一体的に提供するように指示があったことからできたのが子ども家庭センターである。

◎ 例えば、相談が入った場合は子ども家庭センターに一旦内容が届いてから、各部署に振り分けられるのか。また、統括する部署はあるのか。

● 子ども家庭センターというのは機能としてのセンターであり、子ども子育て支援課と捉えていただきたい。子ども子育て支援課は、母子保健係と子ども家庭支援センター係という2つの係を持っている。子ども子育て支援課＝子ども家庭センターと考えていただきたい。

母子の相談があった場合には、ハグはぐ・むらやま（子育て世代包括支援センター）から相談があがってきたり、直接保育園や学校からの相談で子ども家庭支援センター係が受けたりするケースもある。また、母子保健係と子ども家庭支援センター係が一緒になって支援をするほうがよいというケースかどうかを諮るのに合同ケース会議を開催している。合同ケース会議については、統括支援員である子ども子育て支援課長の指示のもと会議を開催し、支援の対象ケースを定めていく。

乳児に対する相談・支援は母子保健係が対応し、母親であったり母子とは関係なかったりする部分での相談・支援は子ども家庭支援センター係の職員が行う。一つの世帯に対して両係で支援していくというのが子ども家庭センターである。

◎ 子ども家庭センターは子ども子育て支援課であることと、合同ケース会議という仕組みを持っていることについて理解することができた。

そうすると、項目番号9「子ども家庭センター事業」の説明において、「子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置意義や機能を統合し…」とあるが、相談機能として大きなものは「子ども家庭センター」であり、次いで「子ども家庭支援センター事業」、「子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）」という並びか。

● そのとおりである。そのため、47ページの項目番号152「子ども家庭支援センター事業」については、記載位置を「(2) 情報提供及び相談機能の充実」のところに移動し、項目番号23の次に「子ども家庭センター事業」、「子ども家庭支援センター事業」、「子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）」を並べて記載するよう修正する。

◎ 18ページの項目番号24「地域子育て相談機関事業」とあり、目標値について「実施機関6か所」としているが、何か相談機関を設置する予定があるのか。

● 本内容については、事務局で改めて整理させていただく。

○ 32ページの項目番号85「プレコンセプションケア」についてだが、「プレコンセプションケア」というのはどのようなものなのか伺いたい。

● プレコンセプションケアとは妊娠をまだ考えない若年期から将来の妊娠を考えるに至る生育も含め、性に関する知識や妊娠等に対する考え方、将来の妊娠に備え自らの健康意識を高め、後悔のないように健康的な生活をしていただくような教育のことを指し、妊娠前後も含めてより安全に妊娠・出産していただくための知識や栄養に関する学びを継続的に若いうちから行っていく施策のことをプレコンセプションケアと言う。

妊娠をした段階からではなく、それ以前の中学生や小学生の頃

から自分の体を大切にしていこうという趣旨のもと実施するものである。

- ◎ 説明文の一番上に「不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ…」という言葉が並んでしまうと、プレコンセプションケアの本来の「正しい知識を身に付けて安全安心な妊娠出産を」といったところが伝わりにくい。国立成育医療研究センターの説明にもあるので、今説明されたことを記載した方がよいと考える。そのため、説明文については、最初に「幼い頃から正しい知識を身につける、安全健やかな妊娠・出産につなげる」などといった文言を記載し、そのあとに「不妊や予期せぬ妊娠などについての相談支援を行う」といった内容を記載した方がよいのではないかと感じた。

- 記載内容について検討する。

- 令和6年度と令和11年度の比較において、1つの例として19ページの項目番号32の令和6年度の現状が「実施」で、令和11年度の目標が「アウトリーチ支援の強化」となっているが、色々な表現が使われているので、なるべく統一的にした方がよいのではないかと感じた。

例えば、本内容については、現状を「実施」、目標を「拡充」と表記して、「拡充」の下に併記するような形で「アウトリーチ支援の強化」などとすると分かりやすいのではないかと感じた。そのほかのページでも表現がばらばらなところがあるため、表記方法について整理した方がよいと考える。

- 修正内容について検討する。

- 40ページの項目番号120「スクールカウンセラーの配置」の事業内容を見ると、「スクールカウンセラーを配置する」となっているが、既に全小中学校に配置していると思うので、記載内容を修正した方がよい。

- 修正する。

- 58ページの項目番号195「特別支援学級」についてはホームページを見たところ、令和7年度に十小は情緒固定学級と知的固定学級を、一小は情緒固定学級を設置する予定なので、継続というよりは拡充というような表現がよいのではないかと感じた。

- 修正する。

- 59ページの項目番号197「特別支援教室」については事業内容の最後に「特別支援教室の設置を進める」と記載しているが、既に全ての学校において設置済みであるため、記載内容を修正した方がよい。

- 修正する。

- 37ページの項目番号102「帰国子女指導事業」については現状と目標が「実施」「継続」となっているが、63ページの再掲内容と記載内容が異なっているため、一律の内容を記載した方がよい。

- 記載誤りのため、修正する。

- 20ページの項目番号35「スポーツ少年団運営支援事業」について、目標が「9団体」となっているが、ここだけ急に目標値が高くなっているため、見通しがあって9団体としているのか伺いたい。また、現在のスポーツ少年団3団体について伺いたい。

- 所管課に確認したところ、目標としている9団体については現時点で定まっていなかったが、目標値として9団体に対して支援を実施していきたいと伺っている。なお、現在支援している3団体については手持ちの資料がないため不明である。

- 62ページの項目番号211「ヤングケアラー支援体制強化事業」については、令和6年度の現状が「検討」となっているがど

のような状況か伺いたい。

- ヤングケアラー支援体制強化事業については、コーディネーターが現在専門研修を受けている状態である。その研修が終わるのが令和6年度中であり、令和7年度には研修を受講終了した者がヤングケアラーのコーディネーターとして1名、子ども子育て支援課に配置され、職員がその役割を担う予定である。  
詳細な実態把握調査については子どもについてのアンケート調査等を他の計画等のバランスを鑑みて、子どもの負担にならない程度にアンケート調査ができるかどうかを教育委員会と調整して児童・生徒への実態把握調査を考えていきたい。実施時期については現在のところ未定である。
- ヤングケアラーに関する内容については、喫緊の課題であり、大変な子どもが多いと感じているので、なるべく早急に取り組んでいただきたい。
- ◎ ヤングケアラーのコーディネーターの養成については、令和6年度に実施中であるのか。
- 現在、コーディネーターは研修受講中で、令和6年度には資格を取得する予定である。子ども計画を令和7年3月に策定ということになると、令和6年度中に研修を受講し終えるので、計画が発表される頃には実施という内容でできるかと思われる。  
ただ、現時点では研修を終えていないので、現状値を「検討」としている。
- ◎ 令和11年度の目標は「実施」で、実施の具体的内容として「実態調査の実施」と「コーディネーターの配置」となっているが、既に令和6年度末にコーディネーターの配置がされていたとしたら、令和11年度の目標は「継続」になるのではないか。
- 令和6年度に限れば研修が終了するまでであり、コーディネーターの配置自体は令和7年度になる。
- ◎ コーディネーターの設置に向けて現在研修を行っているのであれば、現状値を「検討」とするのはもったいないと感じた。  
令和6年度には研修が終わり、令和7年度にはコーディネーターを配置するのであれば、本内容については、現状値と目標値の設定について改めて検討していただきたい。
- 49ページの項目番号159「健やかひろば事業」については、令和6年5月から始まった事業なので、現状値については「実施」でよいのではないか。
- 表現の統一というところで、本内容についても検討させていただく。
- ◎ 30ページの項目番号79「家事育児サポーター事業」について、3歳未満の児童を養育している家庭に対して訪問型の育児家事支援を行うという事業とのことだが、17ページの項目番号20に新規で「子育て世帯訪問支援事業」がある。よく似た事業だと思うが、別事業ととらえてよいか。
- 「子育て世帯訪問支援事業」が国からの児童福祉法の改正により行う必要があるものであり、量の見込みも行う必要がある事業であるが、事務局としても「家事育児サポーター事業」とは似ている事業と思っている。  
家事育児サポーターは元々実施している事業ではあるが、子育て世帯訪問支援事業と統一にするか別々にするかは改めて整理し、検討させていただきたい。
- ◎ どちらも要支援であるとか要支援の恐れのあるというように、「家事育児サポーター事業」についても「支援を必要としている」という言葉が入っているので、よく似ている事業という印象はあ

る。

- 家事育児サポーター事業については、現状の制度としては特に理由を必要としていない。

◎ 理由を問わないのであれば別々に記載した方がよいと考える。市民にとっては理由を問わず3歳未満であれば支援をいただけるのはとてもありがたい話であると思う。

◎ 第二期子ども子育て支援事業計画の施策の進捗状況報告の際には、各施策をA・B・Cで評価するとともに、実績値についても具体的な数字があがっていたかと思うが、現在示されている素案では、「実施」「継続」といった表記が多く感じる。

これから、現状値と目標値については記載内容が変わっていくものなのか。

- 本日、様々な御意見をいただいたことから修正等を行っていくこととなるが、現状と目標については、数値化できるものは数値化しており、数値化していないものについては数値化することが馴染まなかったり、具体的な数値目標が立てられなかったりするため、「実施」「継続」という表現になっているのが現状である。

以前から実施していて、どんどん事業展開していくタイプの事業ではないものは数値化するのが難しいというところである。変更は可能だが所管課と事務局の間で調整した結果が、現在の素案となっている。

◎ 令和5年度の施策の進捗状況一覧は公表されているのか。

- 令和5年度についてはまだ公表していないが、令和4年度以前については公表している。

◎ 数値目標をたてるのが馴染まなかったり、設定しにくかったりするところはあるかもしれないが、進捗状況一覧においてしっかりと実績値を示しているので、令和6年度の現状のところに入れないのはもったいないと考える。

- 第二期計画についても「実施」「継続」という記載の仕方が多く、進捗状況調査の中で数値化しているところである。

ただし、例えば相談件数は増えればよいというものでもなく、減ればそれもいいのかということなので、数値化が難しい。

実績として、相談件数何件だったという部分は事業を継続して行っているという見せ方として進捗状況調査で数値を出しているところである。

なお、事務局から所管課に対して各施策の調査依頼をかけているが、数値化することが困難な旨の報告を多く受け、その結果、「実施」「継続」といった設定値になっている。

- 本日新たに机上配布した資料については、60ページの「4 生活困難を抱える子ども・若者と子育て家庭への支援」の記載内容を修正したものであるため、読み替えていただくようお願いする。

(2) その他  
特になし。

#### 4 その他

(1) 次回会議の開催日程について

- 次回の会議については、10月下旬を予定している。日程については決まり次第連絡する。

#### 5 閉会

